

## 鳥羽市水道事業及び下水道事業におけるプロポーザル方式業者選定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥羽市水道事業及び下水道事業が発注する委託業務のうち、その性質又は目的が価格のみによる競争入札に適しないと認められる場合において、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、当該業務に最適な事業者を選定し、プロポーザル方式による受託候補者として特定するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 契約の相手方の選定にあたり、実施方針、技術提案等を求め、その内容の優れたものを受託候補者とする公募型プロポーザル方式及び指名型プロポーザル方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 前号に規定する方式のうち、提案者を公募により募集し、参加資格があると認めたものから提案を受ける方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 第1号に規定する方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

### (対象業務)

第3条 前条に定める方式による契約の対象とする業務は次に掲げるもののうち、価格のみによる競争にはなじまないと判断される業務とする。

- (1) 水道事業及び下水道事業に係る委託業務のうち、高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当であると管理者が認める業務

### (実施要領の作成)

第4条 プロポーザル方式により対象業務を発注しようとする場合は、実施要領を作成するものとする。

2 前項の実施要領で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 業務の目的
- (2) 業務名、業務場所、業務内容、業務期間
- (3) 提案限度額
- (4) 参加資格要件
- (5) 事業スケジュール
- (6) 提案方法
- (7) その他必要と認める事項

### (委員会の設置)

第5条 業務に関する契約について前条による方式を決定したときは、管理者は当該業務の内容にあわせてプロポーザル委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、管理者が指名する市職員、有識者等により構成する。
- 3 委員は7名以内とする。
- 4 委員長は、委員の互選により構成する。
- 5 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者が、その職務を代理する。
- 7 委員会は、委員長が招集する。
- 8 委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。
- 9 委員会は書面をもって開催することができる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、随時に関係者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。
- 11 委員長及び委員の任期は対象業務の契約締結の日までとする。
- 12 委員会の庶務を行わせるため、事務局を鳥羽市水道課に置く。  
(委員会の所掌事務)

第6条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 評価基準に基づく提案書の審査及び評価
- (2) 提案書の採択
- (3) 提案者に対するヒアリング
- (4) その他委員会において必要と認めること  
(資格要件等)

第7条 プロポーザル方式への参加者は、次に掲げる資格要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第2条及び第3条の基準に該当するもの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立て（更正開始の決定を受けているものを除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始の申立て（再生手続の決定を受けているものを除く。）がなされていないもの。
- (4) 業務に係る告示日から契約締結の間に鳥羽市建設工事等指名停止措置要領（平成20年告示第61号）に基づく指名停止期間中でないもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団やその構成員及びその統制の下にある者でないこと。
- (6) その他委員会で実施業務毎に別途必要と定める事項に該当するもの。

(公募の手続き)

第8条 公募型プロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を公告その他の方法により公表し、提案者を募集するものとする。

- (1) 業務名、業務の内容及び履行期限
- (2) 参加資格要件
- (3) 提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (4) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 提案書を採択するための評価基準及び評価方法
- (6) 提案に関する質問の受付方法及びその回答方法
- (7) その他管理者が必要と定める事項

(参加表明手続き)

第9条 公募型プロポーザル方式において、提案書の提出を希望する者は、前条の規定による公表において指定する日までに、参加表明書兼提案提出書(様式第1号)及び必要書類(当該公表において指定されたもの)を提出するものとする。

(指名の手続き)

第10条 管理者は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、第7条の資格要件を満たすものの中から管理者が選任した業者に対し、指名通知書兼提案書提出要請書(様式第2号)により通知するものとする。

2 前項の通知には、第8条に掲げる事項を併せて通知するものとする。

(提案書の特定)

第11条 委員会は、提出された提案書について、評価基準に基づき審査及び評価を行い、対象業務に最も適した提案書を採択するものとする。この場合において、必要があると認める場合には、提案者に対しヒアリングを行うことができる。

2 管理者は、前項の規定により採択した提案書の提案者(以下「受託候補者」という。)に対し、結果通知書(様式第3号)により提案を採択した旨の通知をするものとする。

3 管理者は、提案書を採択されなかった提案者に対し、不採択の旨及びその理由を結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

4 提案書を採択されなかった提案者は、不採択の理由について疑義がある場合は、その通知の日の翌日から起算して7日(鳥羽市の休日を定める条例(平成元年条例第3号)第1条に定める休日を含まない。)以内に、書面によりその理由の説明を求めることができる。

(仕様の協議及び契約締結)

第12条 管理者は、受託候補者と発注業務の業務仕様について協議し、その内容を決定し、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の14第1項第2号の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。

(情報公開)

第13条 提出された提案書及び選定の経過については鳥羽市情報公開条例（平成12年条例第27号）に基づき、法人に関する情報に該当するものを除き情報公開の対象とする。

(その他)

第14条 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

- 2 提出された提案書は原則返還しないものとする。
- 3 提出された提案書は提案者に無断で使用しないものとする。
- 4 提案書に虚偽の記載があった場合は、当該提案書を無効とするとともに、その者に対して指名停止の措置を行うものとする。

附 則

この告示は、平成28年4月21日から施行する。

附 則（令和3年8月10日水道事業告示第1号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和7年4月16日公営企業告示第3号）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

鳥羽市水道事業及び下水道事業

鳥羽市長 様

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

### 参加表明書兼提案提出書

年 月 日付で公告のあった、下記の業務に係るプロポーザル方式による提案募集について参加したいので、下記の添付書類を添えて申請します。

なお、本書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提案にかかる詳細説明については「鳥羽市水道事業及び下水道事業におけるプロポーザル方式業者選定実施要綱」にのっとり実施いたします。

### 記

- 1 業務名
- 2 添付書類
- 3 担当者 所属：  
氏名：  
電話：  
FAX：

年 月 日

様

鳥羽市水道事業

鳥羽市長

㊟

鳥羽市下水道事業

鳥羽市長

㊟

### 指名通知書兼提案書提出要請書

このことについて、下記の業務に係るプロポーザル方式による提案募集について、貴社を提案書提出者として指名しましたので通知するとともに、下記のとおり提案書の提出について要請いたします。

提案書の提出及び提案にかかる詳細については、別添「鳥羽市水道事業及び下水道事業におけるプロポーザル方式業者選定実施要綱」にのっとり実施いただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 業務名
- 2 提案書は別添の様式に従い作成・提出してください。
- 3 プロポーザルによる選定が完了し、随意契約の相手方として決定されるまではいつでも参加を辞退することができます。
- 4 参加を辞退したものは、これを理由として以後の選定等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。
- 5 提案が採択又は不採択と決定された旨は書面により通知いたします。
- 6 不採択の場合、通知をした日の翌日から起算して7日（鳥羽市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に定める休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により理由についての説明を求めることができます。

様式第3号（第11条関係）

年 月 日

様

鳥羽市水道事業

鳥羽市長

㊞

鳥羽市下水道事業

鳥羽市長

㊞

### 提案書の採択について（結果通知書）

年 月 日付けで貴社から提出のあった次の業務の提案書については、採択することに決定しましたので通知します。

なお、この提案書に基づき、貴社と随意契約を締結することといたしますが、契約等の手続きについては、別途連絡いたします。

業務名：

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

様

鳥羽市水道事業

鳥羽市長

㊟

鳥羽市下水道事業

鳥羽市長

㊟

### 提案書の不採択について（結果通知書）

年 月 日付けで貴社から提出のあった次の業務の提案書については、下記の理由により不採択と決定しましたので通知します。

なお、この通知の翌日から起算して7日（鳥羽市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条に定める休日を含まない。）以内に書面（様式は任意）により、不採択の理由について説明を求めることができます。

その際は、貴社が説明を求めた日から起算して10日以内に書面による回答をするものといたします。

業務名：

理由：